

ところざわ応援食事券事業約款

第1章 総則

(趣旨)

第1条 ところざわ応援食事券事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した市内の飲食店を支援し、地域経済と商業の活性化を図るため、ところざわ応援食事券（以下、「食事券」という。）を発行する。
（以下、「食事券事業」という。）

2 食事券事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 食事券発行及び事業の運営・管理等は実行委員会が行う。

2 食事券事業の円滑な管理運営を図るため実行委員会事務局を所沢商工会議所に設置する。

3 実行委員会の要綱は別に定める。

(実施期間)

第3条 食事券事業の実施期間は、令和3年4月9日から令和4年3月31日までとする。

(総発行額等)

第4条 食事券の発行総額は9億1千万円とする。

2 販売総額は7億円とし、その30%にあたる2億1千万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

(食事券の種類等)

第5条 発行する食事券の名称は「ところざわ応援食事券」とし、「地元パワーでコロナに勝つ！」をキャッチフレーズとする。

2 発行する食事券の種類及び枚数は千円券を70万枚、500円券を42万枚とする。

(券面表示事項)

第6条 食事券に次の事項を記載する。

- ① 発行主体
- ② 問合せ先
- ③ 利用可能な金額、期間
- ④ 偽造防止のための通し番号
- ⑤ 返品、返金の対応
- ⑥ 転売、譲渡の禁止
- ⑦ 釣銭対応
- ⑧ 紛失、盗難等の免責
- ⑨ 約款の存在
- ⑩ その他食事券の管理に必要な情報

第2章 食事券の販売

(販売形式)

第7条 食事券は、1冊千円券10枚と五百円券6枚の合計16枚を一綴りとし、販売額は1冊1万円とする。

(販売対象者)

第8条 販売は、所沢市内在住者、在勤者、在学者を対象とする。

(販売限度額)

第9条 食事券の販売は一人あたり5冊を限度とする。ただし、第11条第2項に定める二次販売を行う場合についてはこの限りではない。

(販売方法等)

第10条 食事券は、専用応募ハガキ又は、インターネットにより、令和3年5月25日(火)から令和3年6月25日(金)(ハガキ：消印有効、インターネット：17:00)までに予約申込みをした者(以下、「応募者」という。)に販売するものとする。ただし、応募者多数の場合は、抽選による当選者に対し販売するものとする。

2 予約申込みは専用応募ハガキ、インターネットを含めて一人1件に限るものとする。

3 実行委員会は、予約申込みが食事券販売数に達しなかった場合の応募者又は、当選者に対して食事券引換通知を発送し、本条第4項及び第5項に定める販売場所及び販売期日までに食事券引換通知と引換えることにより食事券を現金にて販売する。

4 販売場所は、所沢市役所本庁舎、三ヶ島まちづくりセンターの特設販売所及び市内郵便局(25局)する。

5 特設販売所での販売期日は、令和3年7月25日(日)及び令和3年8月1日(日)の2日間とし、市内郵便局での販売期日は、令和3年7月26日(月)から令和3年8月20日(金)までとする。(平日に限る)

(無効と残分の処理)

第11条 食事券引換通知は、前条第5項に定める販売期日に食事券を現金で購入しなければ、無効とする。

2 前条による販売により売れ残った食事券については、二次販売を行うこととする。なお、二次販売を行う場合の販売場所、販売日時、販売方法については実行委員会が別途定めることとする。

(販売周知)

第12条 販売の周知方法は次の方法によるものとする。

- ① ところざわ応援食事券専用ホームページ
- ② 食事券販売案内チラシ
- ③ 広報ところざわ
- ④ 所沢商工会議所会報「s o r a」
- ⑤ その他

第3章 食事券の利用

(利用期間)

第13条 食事券を利用できる期間は、令和3年7月25日(日)から令和4年1月31日(月)までとし、その期間を経過した食事券は無効とする。

(利用限度)

第14条 食事券の利用は1回につき6万5千円を限度とする。

(利用範囲)

第15条 食事券の利用範囲は、第21条により登録された取扱店舗において、食事券の額面相当の飲食サービス等（テイクアウト及びデリバリーを含む）について、利用できるものとする。

(釣銭)

第16条 食事券の額面に満たない利用については、釣銭は支払わないものとする。

(利用者の責務)

第17条 利用者が購入した食事券の返品、現金との交換はできないものとする。

2 利用者が食事券で購入した食品等については、現金による返金はできないものとする。

3 利用者が購入した食事券が盗難、紛失、滅失した場合は、利用者の責務とする。

4 利用者が購入した食事券は、転売できないものとする。

(不正利用の損害)

第18条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

第4章 取扱店舗

(取扱店舗の登録資格)

第19条 食事券を取り扱うことのできる店舗（以下、「取扱店舗」という。）の登録資格は所沢市内で営業している以下の条件をすべて満たしている店舗に限る。

(1) 日本標準産業分類「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる店舗。

(2) 所沢市が実施する「安全・安心な店舗支援事業」研修会を受講し、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組んでいる店舗。

(3) 営業時間の短縮等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う国又は地方公共団体からの要請があった場合、それに従う店舗。

2 前項に定める他、次に掲げるものは除くものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員に係るもの

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業（同項第2号に係るものに限る。）を営むもの
- (3) 特定の宗教または政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反すもの
- (5) その他実行委員会が不相当と認めるもの

(取扱店舗の募集)

第20条 取扱店舗募集の周知方法は、次の方法によるものとする。

- ① ところざわ応援食事券専用ホームページ
- ② 取扱店舗募集チラシ
- ③ 広報ところざわ
- ④ 所沢商工会議所会報「s o r a」
- ⑤ その他

(取扱店舗の登録)

第21条 取扱店舗の登録を希望する店舗は、インターネットまたはFAXにより登録申込書を提出し、実行委員会の承認を得るものとする。

- 2 実行委員会は前項の承認をした取扱店舗へ食事券取扱店舗登録証明書を発行する。
- 3 前項の食事券取扱店舗登録証明書の受領をもって承認とする。
- 4 取扱店舗登録に係る参加費は無料とする。

(換金期間)

第22条 利用者から受け取った食事券の換金期間は、令和3年8月4日(水)から令和4年2月28日(月)までとし、換金期間を経過した食事券は無効とし、いかなる理由であっても実行委員会は換金に応じないものとする。

(換金方法)

第23条 利用者から受け取った食事券の換金は、事務受託会社が回収し、取扱店舗が指定する口座への振り込みにより行うものとする。

- 2 事務受託会社は第32条に定める委託契約に基づき、別に定める換金スケジュールにより、換金代金を指定口座に入金するものとする。

(取扱店舗の責務)

第24条 取扱店舗は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に食事券を持参したときは、食事券額面相当の食事サービスの提供を行うこと。
- (2) 実行委員会が配付する取扱店舗ポスター及びステッカー等を利用者が見やすい場所に提示すること。
- (3) 他の自治体等が発行する食事券等との違いを含め、見本券等により取り扱いできる食事券であることを確認すること。
- (4) 利用者から受け取った食事券には取扱店舗の印などを押印し、使用済食事券であること

を明確にすること。

- (5) 他の取扱店舗の押印がある使用済み食事券や利用期間を過ぎた食事券の受け取りを拒否すること。
- (6) 見本券等を確認し、偽造等不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに実行委員会に申し出ること。
- (7) 食事券の交換、譲渡、売買、再利用をしないこと。
- (8) 取扱店舗が自ら購入した食事券を自店名で換金しないこと。また、商品の仕入れ等に使用しないこと。
- (9) 換金伝票の写し及び提出済みの食事券の半券については、本事業終了の令和4年3月31日まで保管すること。
- (10) 所沢市が実施する「安全・安心な店舗支援事業」研修会を受講し、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組むこと。
- (11) 営業時間の短縮等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う国又は地方公共団体からの要請があった場合、それに従うこと。
- (12) 実行委員会が食事券事業に係る調査等を行う場合には、拒むことなく協力すること。
- (13) 本約款に定める各条項を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。

(取扱店舗資格の喪失等)

第25条 実行委員会は、取扱店舗が前条各号に違反する行為が認められた場合には、換金の拒否、取扱店舗の登録取り消し及び損害賠償の請求等を行うことができる。

(利用済食事券の管理)

第26条 利用者から受け取った食事券の盗難、紛失、滅失の責は、取扱店舗が負うものとする。

(届出事項の変更)

第27条 取扱店舗は登録事項に変更があったときは、速やかに実行委員会に届け出るものとする。

第5章 雑則

(返還請求等)

第28条 食事券を購入した者が不正等を目的として、次のことを行った場合はプレミアム相当額の返還請求をし、実行委員会で審議し決定した処置を取ることができる。

- ① 食事券を他人に売却し、利益を得ること。
- ② 食事券を担保に供し、又は、質入れをすること。
- ③ 取扱店舗自らの商品仕入等に利用すること。
- ④ その他食事券の目的に反する行為。

(実行委員会の責務)

第29条 実行委員会は次に掲げる事項を執行しなければならない。

- ① 食事券の売上は、換金のために使用すること。
- ② 食事券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- ③ 食事券の保管は、特に厳重に行うこと。
- ④ 食事券の盗難、紛失等が発生したときは、速やかに取扱店舗に当該食事券番号を通知し、不正利用の防止に努めること。
- ⑤ 必要に応じ食事券事業に係る利用実態等の調査を行うこと。
- ⑥ 上記の各号のほか、食事券事業に必要な管理運営を行うこと。

(スケジュールの変更等)

第30条 この約款に定める本事業のスケジュールについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更となる場合がある。

(事務委託)

第31条 食事券事業における事務は、委託契約に基づき株式会社近畿日本ツーリスト首都圏埼玉支店に委託するものとする。

(その他)

第32条 この約款に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

本約款は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

本約款は、令和3年8月26日から施行する。